

# 鹿児島空港駐車場営業者募集要項

令和3年12月

国土交通省大阪航空局

1. 募集要項の定義	1
2. 事業概要	1
(1) 事業目的	1
(2) 事業期間	1
(3) 事業内容	1
3. 営業者選定スケジュール	2
4. 駐車場等の概要	2
(1) 駐車枠	2
(2) その他	2
5. 応募者の参加・資格要件等	2
(1) 応募者の参加・資格要件等	2
(2) 応募者の失格	4
6. 現地見学会	4
7. 募集要項に関する質問の受付及び回答	5
(1) 質問の受付	5
(2) 質問への回答	5
8. 応募手続き	5
(1) 応募書類の作成	5
(2) 受付期間	6
(3) 提出方法	6
(4) 提出先	6
(5) 応募に関する留意事項	7
(6) 応募者の公表について	7
9. 営業者選定審査	7
(1) 審査会の設置	7
(2) 審査方法	7

(3) ヒアリングの実施	9
10. 営業者の選定	9
(1) 選定方法	9
(2) 営業者への条件	10
(3) 営業者等の公表	10
(4) 選定の取り消し	10
(5) 選定後の手続き等	10
(6) 選定しない場合	10
11. 遵守すべき法令等	10
12. 本事業に関する要求水準	11
(1) 事業全体	11
(2) 施設及び配置	12
(3) 運営及び維持管理	12
(4) 料金設定	12
13. 空港管理規則に基づく手続き	13
(1) 施設の設置承認申請	13
(2) 構内営業承認申請	13
(3) 営業に係る料金（駐車料金）の承認申請	13
(4) 留意事項	13
14. 国有財産に係る手続き	13
(1) 国有地一時使用について	13
(2) 留意事項	14
15. その他留意事項	14

○別冊資料

- 別冊1 「鹿児島空港駐車場の概要」
- 別冊2 「鹿児島空港駐車場営業者募集要項様式集」
- 別冊3 「鹿児島空港駐車場営業者提出書類記載要領」

○別添資料

- 別添1 「鹿児島空港駐車場施設一覧」
- 別添2 「鹿児島空港駐車場平面図」
- 別添3 「鹿児島空港駐車場利用実績」

## 1. 募集要項の定義

この募集要項は、国土交通省大阪航空局（以下、「当局」という。）が、鹿児島空港駐車場（以下、「駐車場」という。）の運営及び維持管理（以下、「本事業」という。）を実施する者（以下、「営業者」という。）の募集及び選定するにあたり、必要な事項を明記するものである。

なお、別冊資料及び別添資料は、この募集要項と一体のもの（以下「募集要項等」という。）である。

## 2. 事業概要

### （1）事業目的

本事業は、営業者が効率的で創意工夫を生かした利用者への適正な対価による駐車場サービスを提供することにより、利用者利便の増進及び空港内交通の秩序維持を図ることを目的とする。

### （2）事業期間

本事業の開始は令和4年7月1日とし、事業期間は、運営開始日から令和7年6月末までとする。

ただし、事業期間の満了の前に、国有財産法第18条第6項の許可もしくは空港管理規則第12条（以下「空管則」という。）の承認が取り消された場合は、取消日をもって事業期間は終了するものとする。

なお、令和7年7月1日以降の当面の間、国において、当該駐車場用地を他の事業に要することが無い場合は、当局と協議のうえ、事業者の更新の申請により、事業期間を更新することができる。（3年以内、一回限り）

### （3）事業内容

営業者が実施する事業は、駐車場の運営及び維持管理である。

なお、駐車場の運営開始前には十分な慣熟期間を設け、事業を行うこと。

### 3. 営業者選定スケジュール

募集要項等の公表後、営業者の選定までのスケジュールは、以下のとおりである。

#### ○スケジュール

- ・募集要項等公表 : 令和4年1月11日(火)
- ・募集要項等に関する質問受付期間 : 令和4年1月12日(水)～1月20日(木)
- ・現地見学会 : 令和4年1月14日(金)
- ・質問に対する回答の公表予定日 : 令和4年1月24日(月)
- ・応募書類受付期間 : 令和4年1月25日(火)～1月31日(月)
- ・営業者公表 : 令和4年3月上旬

### 4. 駐車場等の概要

#### (1) 駐車枠

一般車用及び月極用として普通自動車1942台(うち身体障害者用22台、電気自動車充電スペース3台、マイクロバス2台)、及び自動二輪車用24台とする。

#### (2) その他

別冊1「鹿児島空港駐車場の概要」を参照すること。

### 5. 応募者の参加・資格要件等

#### (1) 応募者の参加・資格要件等

- ・単独法人で応募する場合

以下の参加要件及び資格要件を満たすこと

- ・新たに法人を設立する場合

複数の法人が出資し、新たな法人を設立して本事業に応募する場合は、その構成法人が、「③特例要件」の全てを満たすこと、この場合、新法人を設立するまでの間は、代表する法人(以下、「代表法人」という。)を定め、代表法人が本募集要項等に定める手続きを行うこと。

#### ① 応募者の参加要件

応募者は、次の「ア」から「シ」の全ての要件を満たすこと。

地方公共団体にあつては、「ウ」、「エ」の要件を満たすこと。

ア. 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者であること。

イ. 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立をしていな

- い者又は申立をされていない者であること。
- ウ。 駐車場法及び空管則の規定に違反し、又は駐車場法及び空管則に基づく指示、命令等に従わなかった者で、違反状態が解消した日、又は指示、命令等の履行を終えた日から2年を経過しない者でないこと。
- エ。 空管則第12条または第12条の2に基づく申請を行い、承認を拒否された日又は空管則第26条第1項若しくは第2項に基づく承認を取り消された日から2年を経過しない者ではないこと。
- オ。 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、過去2年以内に空管則第12条若しくは第12条の2に基づく承認を拒否された法人若しくは団体又は空管則第26条第1項若しくは第2項に基づき承認を取り消された法人若しくは団体において、当該拒否又は取消し時に役員等を務めていないこと。
- カ。 役員等が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でないこと。
- キ。 役員等が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- ク。 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- ケ。 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者ではないこと。
- コ。 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- サ。 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- シ。 暴力団又は暴力団員及びキからサまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

## ②応募者の資格要件

応募者は次の要件のうち一つ以上を満たしていること。

- ア。 応募書類提出時点で、収容台数50台以上／箇所の適法な有料駐車場の運営を行っていること。
- イ。 応募書類提出時点で、不特定多数の者が利用する公共施設等又は公共交通機関の旅客施設の運営を行っていること。

### ③特例要件

- ア. 構成法人の全てが「①応募者の参加要件」を満たすこと。
- イ. 構成法人のうち、一法人以上が「②応募者の資格要件」を満たすこと。
- ウ. 本応募書類受付期間において、構成法人が、他の応募者若しくは他の応募者の構成法人とならないこと。

## (2) 応募者の失格

応募者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ①提出書類に虚偽の記載又は不備があった場合
- ②審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ③応募書類提出後から営業者の選定までの間に応募者の参加・資格要件等（5.（1）の要件をいう。）を満たさなくなった場合
- ④提供資料の取扱い（8.（5）②）において、禁止されている行為に抵触した場合

## 6. 現地見学会

募集要項の公表後、現地見学会を行う。但し、希望者がいない場合は行わない。

現地見学会へ参加を希望する者（1法人につき1名を原則とする。）は、現地見学会参加申込書（様式第1号）に必要事項を記入の上、令和4年1月13日（木）17時まで電子メールで申し込むものとする。

※なお、現地見学会への参加は、応募条件ではない。応募者間の公平性を確保するため、現地見学会での質問は受け付けない。

（現地見学会の日時及び集合場所）

- ・日 時：令和4年1月14日（金） 13:30～15:30
- ・集合場所：鹿児島県霧島市溝辺町麓 838 番地  
国土交通省 大阪航空局 鹿児島空港事務所（※）1階 会議室  
電話 0995-58-4440（総務課）  
※鹿児島空港国内線旅客ターミナルビル南東沿い管制塔がある建物

（現地見学会の申込先）

国土交通省 大阪航空局 空港部 管理課 業務係  
メールアドレス cab-kagoshima@mlit.go.jp

（現地見学会の問い合わせ先）

国土交通省 大阪航空局 空港部 管理課 業務係  
電話：06-6949-6213（ダイヤルイン）  
メールアドレス cab-kagoshima@mlit.go.jp

## 7. 募集要項に関する質問の受付及び回答

### (1) 質問の受付

#### ①受付期間

令和4年1月12日（水）～1月20日（木）17：00まで（必着）

#### ②提出方法

質問書（様式第2号）を電子メールに添付により提出すること。なお、質問者の特殊な技術、ノウハウ等を公表することにより、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある内容が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

#### ③提出先

「6. 現地見学会の申込先」と同じ。

### (2) 質問への回答

#### ①回答方法

質問への回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等を公表することにより、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると当局が認める場合を除き、当局ホームページへの掲載その他の方法により公表する。

#### ②回答公表予定日

令和4年1月24日（月）

なお、応募書類の作成にあたり、早期に周知する必要があると当局が判断した事項に関しては、回答予定日以前に回答を公表することがある。

## 8. 応募手続き

### (1) 応募書類の作成

応募書類は、別冊 2「鹿児島空港駐車場営業者募集要項様式集」を参照のうえ、別冊 3「鹿児島空港駐車場営業者提出書類記載要領」に定めるところに従い作成すること。

応募書類は以下のとおりである。

ただし、地方公共団体にあつては、③・④・⑦・⑧の書類については、提出は不要とする。

また、⑩・⑪の書類については、グループにて応募する場合のみ提出を要する。

◎応募書類提出書（様式第3号）

〔参加・資格要件に関する応募書類〕

①自認書（様式第4号）

②運営実績（様式第5号）

③定款もしくは寄附行為

④登記事項証明書

⑤直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの

- ⑥本事業の実施及び応募にあたっての総会もしくは役員会の決議書等の写し、又はこれらに準ずるもの（社内稟議等）
- ⑦常勤役員の経歴書
- ⑧株主名簿又はこれらに準ずるもの
- ⑨資格要件を満たすことが確認できる資料  
（5.（1）②に該当する施設における運営実績の契約書の写し）
- ⑩グループ構成届（様式第6号）
  
- ⑪委任状（様式第7号）

〔事業計画等に関する応募書類〕

- ⑫事業方針及び事業実施体制（様式第8号）
- ⑬管理計画及び安全確保（様式第9号）
- ⑭利用者対応（様式第10号）
- ⑮空港利用促進（様式第11号）
- ⑯環境への配慮（様式第12号）
- ⑰空港関係者との連携及び周辺地域との共生対策（様式第13号）
- ⑱資金計画（様式第14号及び別表）
- ⑲収支計画（様式第15号及び別表）
- ⑳料金設定（様式第16号）

（2）受付期間

令和4年1月25日（火）～1月31日（月）（必着）

行政機関の休日を除く毎日10時から17時まで

（3）提出方法

応募書類は、持参又は郵送（書留などの受付確認のできる方法に限る。）により提出すること。

なお、応募書類の提出後、辞退する場合は、意思決定後速やかに辞退届（様式は任意）を提出すること。

（4）提出先

〒540-8559

大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館14階

国土交通省 大阪航空局 空港部 管理課 業務係

電話番号：06-6949-6213（ダイヤルイン）

## (5) 応募に関する留意事項

### ① 応募書類の取扱い

ア. 提出された応募書類は、理由の如何を問わず返却しない。また、提出後の変更及び追加は認めない。

ただし、当局が審査に必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合がある。

イ. 著作権は応募者に帰属するものとし、応募書類は、営業者の選定以外には使用しない。

ただし、営業者として選定した場合の応募書類について、当局が必要と認める場合は、その全部又は一部を無償で使用できるものとする。

ウ. 応募書類の提出にあたって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている機器、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

エ. 応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとし、通貨単位は円を使用すること。

オ. 応募書類は、行政機関の保有する情報公開に関する法律に定める行政文書に該当する。

また、当局が情報公開を行う場合は、必要に応じて協力すること。

### ② 提供資料の取扱い

当局が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁ずる。

また、この検討の範囲内であっても、当局の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁ずる。

## (6) 応募者の公表について

審査の公正性の確保のため、具体的な応募者名については、応募受付期間の終了時点では非公表とする。

営業者の法人名及び選定概要等については、営業者の選定後に公表する。

## 9. 営業者選定審査

### (1) 審査会の設置

当局に大阪航空局管内構内営業予定者選定審査会（以下、「審査会」という。）を設置し、審査を行う。なお、審査会の開催は非公開とする。

### (2) 審査方法

「9. (1)」の審査会において、応募書類の審査を以下のとおり行う。

①1次審査（参加・資格要件に関する事項）

第1次審査では、応募書類をもとに応募者の参加・資格要件に示した項目について審査する。

②第2次審査（事業計画等に関する事項）

第2次審査では、第1次審査において参加・資格要件を満たしている応募について、応募書類をもとに、12. 要求水準を満たすことを確認した上で、次表に示す「審査事項」に沿って提案内容を相対評価し、評価点（配点合計200点）を付与し、評価点の総和をもって総評価点とする。なお、応募者が1者のみの場合、提案内容が問題ないかの確認を行う。また、第2次審査における評価項目のうち、料金設定の項目以外の算定方法は、以下のとおりとする。

- A・・・非常に優れている 配点×1.00
- B・・・優れている 配点×0.8
- C・・・普通 配点×0.6
- D・・・劣っている 配点×0.4
- E・・・非常に劣っている 配点×0.2

※ 表 審査事項

審査事項	審査基準	配点
ア. 事業方針及び 事業実施体制 (様式第8号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場の役割と公共施設管理者としての立場を十分理解した内容であるか</li> <li>・事業の遂行上適切な体制を有する提案内容であるか</li> </ul>	20
イ. 管理計画及び 安全確保 (様式第9号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設等を適切に維持管理する提案内容であるか</li> <li>・利用者の安全確保、交通秩序に配慮した提案内容であるか</li> </ul>	20
ウ. 利用者対応 (様式第10号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者利便の増進を図る提案内容であるか</li> </ul>	20
エ. 空港利用促進 (様式第11号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空港利用促進へ寄与した提案内容であるか</li> </ul>	20
オ. 環境への配慮 (様式第12号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CO2 排出量削減にかかる提案</li> <li>・その他環境へ配慮した取組の提案</li> </ul>	20

カ. 空港関係者との連携及び周辺地域との共生対策 (様式第 13 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空港関係者との連携に努める内容であるか</li> <li>・周辺地域との共生対策に努める内容であるか</li> </ul>	20	
キ. 資金計画 (様式第 14 号及び別表)	・資金調達計画は、事業実施にあたり必要と想定される資金を把握し、妥当な計画となっているか	5	
ク. 収支計画 (様式第 15 号及び別表)	・収支計画は、合理的な根拠に基づき算定され、安定的で妥当な計画となっているか	5	
ケ. 料金設定 (様式第 16 号)	<p>提案料金について、以下の 1) の審査料金区分毎に 2) の評価方法により相対評価を行う</p> <p>1) 審査料金の区分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●普通自動車の以下の料金</li> <li>①入場から 1 時間以内の最大料金*</li> <li>②入場から 2 時間以内の最大料金*</li> <li>③入場から 17 時間以内の最大料金*</li> <li>④入場から 24 時間以内の最大料金*</li> <li>⑤24 時間を超えて 72 時間以内の最大料金</li> </ul> <p>※最大料金とは、応募者が設定する各審査料金区分の時間内における最も高い料金をいう</p> <p>※上記区分は審査区分を示すものであり、異なる時間区分を設定することを妨げるものではない</p> <p>2) 評価方法</p> <p>(計算式) ※小数点第 2 位を四捨五入</p> $\text{評価点} = \left[ 1 + \frac{(\text{提案最安価料金} - \text{応募料金})}{\text{提案最高価料金}} \right] \times \text{区分毎の配点}$	25 15 10 10 10	70
合 計		200	

### (3) ヒアリングの実施

審査会は、必要に応じて提案内容に関するヒアリングを実施する場合がある。その場合の日程等は別途、応募者に連絡する。

## 10. 営業者の選定

### (1) 選定方法

営業者の選定は、「9. 営業者選定審査」の審査結果を踏まえて、大阪航空局長

が営業者及び次点営業者を選定する。

営業者として選定された者が辞退した場合、又は選定を取り消された場合は、次点営業者を営業者として選定する。

(2) 営業者への条件

法令等の変更により、条件（提案内容の改善・変更等）を付することがある。

(3) 営業者等の公表

営業者等の選定結果は、応募者全員に通知するとともに、次の事項については、当局ホームページへの掲載その他の方法により公表する。

- ① 営業者の法人名、住所、法人の概要、提案概要
- ② 営業者の選定概要
- ③ その他

(4) 選定の取り消し

次のいずれかに該当すると認められる場合は、営業者の選定を取り消す。

- ① 偽りその他不正な手段により選定された場合
- ② 応募者の参加・資格要件等（5.（1）の要件をいう。）を満たさなくなった場合
- ③ 所定の期日までに請書を提出しない場合又は辞退届を提出した場合
- ④ その他営業者として不適格と認められる事項が判明した場合

(5) 選定後の手続き等

- ① 営業者は、選定結果の通知を受けた日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に、大阪航空局長あて請書（様式第17号）を提出すること。  
また、辞退する場合は、辞退届（様式第18号）を提出すること。
- ② 請書提出後においても、「(4) 選定の取り消し」に該当すると認められる場合は、選定を取り消す場合がある。

(6) 選定しない場合

最終的に、応募者がいない、あるいは、「(4) 選定の取り消し」に該当すると認められる場合は、再度募集手続きをとる予定であるが、その際には、この旨を当局ホームページへ掲載することにより公表する予定である。

## 11. 遵守すべき法令等

本事業の実施にあたっては、以下の関係法令等を遵守すること。

- ・ 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）
- ・ 空港法（昭和 31 年法律第 80 号）
- ・ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・ 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）
- ・ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- ・ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）
- ・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・ 国有財産法（昭和 23 年法律第 735 号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）
- ・ 空港管理規則（昭和 27 年運輸省令第 44 号）
- ・ みんなが使いやすい空港旅客施設計画資料（国土交通省航空局）
- ・ ユニバーサルデザイン政策大綱（国土交通省）
- ・ その他関係法令、条例等

## 12. 本事業に関する要求水準

営業者は、以下に示す要求水準に沿って本事業を行うこと。

なお、この要求水準は、本事業において当局が営業者に要求する最低限満たすべき水準であり、応募者からより優れた提案が得られるよう具体的な指針を与えるものである。

また、営業者の提案した事業内容について、営業者はこれを履行しなければならない。

### (1) 事業全体

① 本事業は通年 24 時間営業とする。

ただし、管理要員の配置および施設の運用については、空港利用者の利用状況を踏まえ適切に設定するものとする。

② 本事業の実施にあたっては、利用者利便の増進及び駐車場内交通の秩序維持を図ること。

③ 本事業の実施にあたり、連携体制及び責任体制を明確にしておくこと。

## (2) 施設及び配置

- ① 駐車台数については、現況の駐車枠数（普通自動車 1,942 台、自動二輪車 24 台）を原則とする。

なお、一般車用（身体障害者用、電気自動車充電スペース、マイクロバスを含む）及び月極用の台数比率については、利用状況を考慮し決定すること。

- ② 駐車枠及び車路等について、関係法令等に基づき適切な寸法等を確保すること。
- ③ 駐車場運営に必要な機器等については、事業者で準備すること。

なお、現営業者が所有している施設（別添 1「鹿児島空港駐車場施設一覧」における現営業者が所有する施設を参照）については、現営業者と協議・精査の上、引き継ぐこと。

- ④ 利用者の利便性及び安全性を確保するために、マーキング等の必要な補修を適宜行うこと。
- ⑤ 駐車場敷地内に設置されている鹿児島空港足湯の源泉設備（別添 2「鹿児島空港駐車場平面図」を参照）を除き、必要な駐車台数を確保すること。
- ⑥ 身体障害者用については、鹿児島県下で運用中の「鹿児島県身障者用駐車場利用証制度」（通称パーキングパーミット制度）の趣旨を踏まえ、本制度に基づく協力施設として引き続き登録すること。

## (3) 運営及び維持管理

- ① 原則として、現況の駐車枠（別冊 1「鹿児島空港駐車場の概要」参照）を確保した上で、利用者利便の増進を図る施設を設置する場合は、当該施設を常時適切に運営及び維持管理すること。
- ② 駐車場の混雑が見込まれる場合は、管理要員の増員を行うと共に、満車時においては、公共交通機関の利用促進にかかる周知、周辺駐車場との連携等により適切に対応すること。
- ③ 空港利用促進に係る施策（空の日事業、空港の利用促進、ユニバーサルデザインの推進等）及び空港法第 14 条で規定する協議会の協議結果等について、営業者として協力体制を整え、積極的に対応すること。

## (4) 料金設定

- ① 本事業に係る料金は、空港周辺又は類似業務の駐車場料金を勘案し設定すること。
- ② 料金種別は、普通自動車料金、自動二輪車料金及び月極駐車料金（普通自動車、自動二輪車）に区分し設定すること。  
なお、身体障害者料金は、別途設定すること。

### 13. 空港管理規則に基づく手続き

空管則に基づき、営業者は以下の手続きを行うこと。

#### (1) 施設の設置承認申請

本事業に必要な施設等の設置にあたり、空管則第7条の規定に基づき施設の設置承認申請を行い、当局の承認を得ること。

また、現営業者からの施設の引き受けについても、本事業の開始前（別途当局が指示。）までに空管則第7条の規定に基づく申請を行い、当局の承認を得ること。

#### (2) 構内営業承認申請

本事業の実施にあたり、空管則第12条第1項の規定に基づき構内営業承認申請を行い、当局の承認を得ること。なお、空管則第12条第1項の承認を受けた者は、営業全部又は、一部を他人に譲渡し、貸渡し、又は委託しようとするときは、空管則第13条第1項の申請を行い、当局の承認を受けなければならない。

#### (3) 営業に係る料金（駐車料金）の承認申請

営業者は、提案した駐車料金を上限とし、空管則第16条に基づき申請を行い、当局の承認を得ること。なお、料金審査の結果、当局が定める利益率を超過している場合、申請者に対して当該料金の見直しを求めることがある。

#### (4) 留意事項

- ① 空管則に基づく承認には、条件又は期限を付することがある。
- ② 空管則第24条の規定に基づき、営業者に対し本事業の状況等について報告を求められることがある。

### 14. 国有財産に係る手続き

#### (1) 国有地一時使用について

- ① 国有地の使用については、国有財産法等に基づき使用許可申請を行い、当局の許可を受けること。
- ② 使用許可期間は、国有財産法等に基づき許可日から3年とする。
- ③ 国有地の使用料（概算）は、約94,216千円/年（令和3年度実績。当該用地にかかる鑑定評価に収益性を加味して年度ごとに算定）である。なお、確定金額は営業者選定後に別途定める。また、当該使用料は国有財産法等に基づき、毎年度見直しを行う。国有地の範囲については、別添2「鹿児島空港駐車場平面図」を参照すること。

## (2) 留意事項

- ① 営業者は、国有地等を善良な管理者の注意をもって維持保存し、そのために通常必要とする修繕費その他の経費は営業者の負担とすること。
- ② 営業者は、本事業期間満了前の適切な時期に、本事業期間満了後の駐車場施設の取扱い及び運営等に関し必要な事項について当局と協議すること。
- ③ 営業者は、航空局が発行する納入告知書により、毎年度使用料を納付期限までに納付すること。

## 15. その他留意事項

営業者は、本事業の実施にあたって、次の事項について留意すること。

- ① 必要な関係法令等の手続きを行うこと。
- ② 本事業以外の営業を行おうとする場合は、空管則及び国有財産法等の規定に基づく手続きを行い、関係機関の承認等を受けること。なお、空管則及び国有財産法に係る申請手続きについては、事業開始の2カ月前までに開始しなければならない。
- ③ 本事業の実施にあたっては、必要に応じ、関係機関との協議を十分に行うこと。
- ④ ライフラインの接続は、営業者の責任で行うこと。  
なお、ライフラインの整備、維持管理にあたっては、関係者間で十分に調整を行うこと。
- ⑤ 営業者は、本事業において、他の者に責任があると認められる場合を除き、一切の責任を有する。
- ⑥ 当局は応募に係る費用（資料作成等含む）、その他本事業に要する一切の費用について負担しない。
- ⑦ 本募集要項等については、法令等の改正等により必要に応じ内容の見直し又は変更を行う場合がある。
- ⑧ 滑走路等の航空系事業とターミナルビル等の非航空系事業の経営一体化及び民間による運営等の実施を主たる手法とする空港経営改革について、本事業期間中において、空港経営改革の方針に応じた国土交通大臣への情報提供及び国土交通大臣による今後の空港経営改革における当該情報の使用等のための必要な協力を行うこと、国管理空港運営権者の公募・選定手続きに際して必要となる調査に協力するとともに、その結果に従うこと、国管理空港運営権者への空港機能施設事業の円滑な引継ぎのために必要な手続きを行うこと、国の空港経営改革の方針や関係者との調整に積極的に協力すること等はもとより、国からの協力要請があった場合には、その要請に従うこと。

○ 本募集要項等に関する問い合わせ先

〒540-8559

大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館 14階

国土交通省 大阪航空局 空港部 管理課 業務係

電話：06-6949-6213（ダイヤルイン）

メールアドレス：cab-kagoshima@mlit.go.jp

別冊1

## 鹿児島空港駐車場の概要

令和3年12月

国土交通省 大阪航空局

## 1. 鹿児島空港の概要

(1) 空港名：鹿児島空港

(2) 所在地：鹿児島県霧島市溝辺町麓

(3) 施設等

①滑走路	長さ 3,000m 幅 45m
②エプロン（バース数及び内訳）	大型ジェット機用 10バース 中型、小型ジェット機用 3バース プロペラ機 14バース その他 6バース

③運用時間等

[1] 空港の運用時間

15時間・・・07時00分～22時00分

※但し、運用時間に関して、空港管理者は定期便の遅延、空港の施設の工事又は地震災害等の緊急事態等のため必要と認める場合にあっては、空港の運用時間を変更することがある。

[2] 空港機能施設事業等の営業時間

- ・旅客取扱施設  
06時00分～最終到着便の30分後
- ・貨物取扱施設  
06時00分～22時00分
- ・給油施設  
06時00分～21時00分
- ・駐車場 24時間

(4) 乗り入れ航空会社

鹿児島空港ビルディング株式会社ホームページ「<https://www.koj-ab.co.jp/>」に記載

(5) 路線・ダイヤ

鹿児島空港ビルディング株式会社ホームページ「<https://www.koj-ab.co.jp/>」に記載

## (6) 乗降客数

	国内線（人）	国際線（人）	合計（人）
平成28年	5,179,727	193,234	5,372,961
平成29年	5,332,140	285,857	5,617,997
平成30年	5,591,322	387,297	5,978,619
令和元年	5,663,539	411,671	6,075,210
令和2年	2,527,413	48,718	2,576,131
令和3年(1月~10月)	1,748,082	0	1,748,082

※資料:空港管理状況調書より。なお令和3年（1月～10月）は速報値である。

## (7) 交通アクセス

鹿児島空港ビルディング株式会社ホームページ「<https://www.koj-ab.co.jp/>」に記載

## (8) 空港が提供するサービスに係る施設

- ①総合案内所：有 ※項目「②」と併せて「観光総合案内所」
- ②観光情報センター：有
- ③C I Q：国際線便発着時のみ対応有り
- ④ラウンジ（有料）：有 ※カード会社提携
- ⑤国際電話：有
- ⑥宅配便：有
- ⑦コインロッカー：有
- ⑧銀行／郵便局／ATM／両替機（国際線PTB）：有
- ⑨貸会議室、多目的ホール：有
- ⑩車椅子等の貸し出し所：有
- ⑪授乳室：有
- ⑫レンタカー案内所：無 ※「①」総合案内所にて取次可能
- ⑬飲食店・物販店：有
- ⑭喫煙所：有
- ⑮展望デッキ：有
- ⑯キッズルーム：有
- ⑰インターネット環境：有料インターネット、無線LANエリア
- ⑱リラクゼーションルーム：有（マッサージ）
- ⑲空港が提供するその他のサービスに係る施設
  - ・天然温泉足湯「おやっとさあ」
  - ・SORA STAGE (フライトミュルタ体験、その他エンジン等の展示)
  - ・コンビニエンスストア
  - ・礼拝室（国際線PTB）

※「有」としたものの詳細については、鹿児島空港ビルディング株式会社ホームページ「<https://www.koj-ab.co.jp/>」に記載

## 2. 鹿児島空港駐車場の現況

### I. 一般駐車場

①運営者：鹿児島空港ビルディング株式会社

②営業時間：24 時間

③料金体系：

種 別	期間及び料金（税込）	
普通自動車	入場から3時間以内	0 円
	3時間を超え17時間まで2時間ごと	100 円
	17時間以降24時間まで	800 円
	24時間以降 3時間ごとに	100 円
自動二輪車	入場から3時間以内	0 円
	3時間を超え17時間まで2時間ごと	60 円
	17時間以降24時間まで	480 円
	24時間以降 3時間ごとに	60 円

④駐車枠数：令和3年11月現在の駐車枠数は以下のとおり。

普通自動車用 1,589 台（うち身体障害者用 22 台、電気自動車充電スペース3台、マイクロバス2台）

自動二輪車用 24 台

### II. 月極駐車場

①運営者：鹿児島空港ビルディング株式会社

②営業時間：24 時間

③料金体系：普通自動車 1 ヶ月 6,600 円（税込）

自動二輪車 1 ヶ月 3,960 円（税込）

④駐車枠数：令和3年11月現在の駐車枠数は以下のとおり。

普通自動車用 353 台

自動二輪車用 一般駐車場駐車枠に含む

### III. 駐車場利用実績

鹿児島空港駐車場の利用実績については、別添3「鹿児島空港駐車場利用実績」を参照すること。

### 3. 駐車場用地概要

項目	概要
事業範囲	※別添 2「鹿児島空港駐車場平面図」参照
全体敷地面積	約 45,500 m <sup>2</sup>
用途地域	指定なし
高度地区	指定なし
防火・準防火	指定なし
その他地域地区	都市計画域内 白地地域
建ぺい率	70%
容積率	400%
駐車場の形式	平面駐車場
舗装の種類	アスファルト舗装
その他	鹿児島県有地借用、国道504号（中央分離帯内）道路占用許可 ※別添 2「鹿児島空港駐車場平面図」参照

鹿児島空港駐車場営業者  
募集要項様式集

令和3年12月  
国土交通省 大阪航空局

## I 様式一覧

- (1) 現地見学会参加に関する提出書類  
(様式第1号) . . . . . 現地見学会参加申込書
- (2) 質問に関する提出書類  
(様式第2号) . . . . . 質問書
- (3) 応募書類  
(様式第3号) . . . . . 応募書類提出書
- 参加・資格要件に関する応募書類  
(様式第4号) . . . . . 自認書  
(様式第5号) . . . . . 運営実績  
(様式第6号) . . . . . グループ構成届  
(様式第7号) . . . . . 委任状
- 事業計画等に関する応募書類  
(様式第8号) . . . . . 事業方針及び事業実施体制  
(様式第9号) . . . . . 管理計画及び安全確保  
(様式第10号) . . . . . 利用者対応  
(様式第11号) . . . . . 空港利用促進  
(様式第12号) . . . . . 環境への配慮
- (様式第13号) . . . . . 空港関係者との連携及び周  
辺地域との共生対策  
(様式第14号及び別表) . . . . . 資金計画  
(様式第15号及び別表) . . . . . 収支計画  
(様式第16号) . . . . . 料金設定
- (4) 営業者選定後の提出書類  
(様式第17号) . . . . . 請書
- (5) 事業辞退時の提出書類  
(様式第18号) . . . . . 辞退届

(様式第1号)

令和 年 月 日

## 現地見学会参加申込書

大阪航空局 空港部 管理課 御中

法人住所  
法人名  
代表者氏名

鹿児島空港駐車場営業者募集に関する現地見学会に参加を申し込みます。

法人名	
所在地	
担当者所属	
(ふりがな) 担当者氏名	
連絡先	電話番号 メールアドレス
(ふりがな) 参加者氏名	

1. 説明会への参加は、1法人につき1名までとします。
2. 参加申し込みは、本様式を使用して電子メールにて下記にお申し込み下さい。  
なお、送信・受信の確認を必ず行って下さい。

〔申込先〕

大阪航空局 空港部 管理課 業務係  
メールアドレス：cab-kagoshima@mlit.go.jp  
電話番号：06-6949-6213

## 質 問 書

(質問者)  
法人住所  
法人名  
代表者氏名

鹿児島空港駐車場営業者募集要項に関して、下記のとおり質問致します。

担当者所属及び氏名		
連絡先	TEL	
	メールアドレス	
質問番号	質 問 箇 所	質 問 内 容
(記入例) 1/3	募集要項 1P 9 行目 2.事業概要	〇〇との記載は、△△という意味でしょうか。
2/3	募集要項 9P 7 行目 12.(2)施設整備	〇〇との記載は、△△という意味でしょうか。
3/3	募集要項 11P 5 行目 ①	〇〇との記載は、△△という意味でしょうか。

- 注) 1. 質問事項は簡潔に分かりやすい記載をお願いします。  
2. 質問は、1 行につき 1 問とし、質問数が複数の場合は質問番号欄に当該質問番号及び通しの質問番号(全質問数)を明記してください。  
3. 重複する質問は、記載しないでください。

(様式第3号)

令和 年 月 日

## 応募書類提出書

大阪航空局長 殿

法人住所  
法人名  
代表者氏名

鹿児島空港において駐車場営業を希望しますので、応募書類を提出します。

なお、募集要項に定められた参加・資格要件を満たしていること、応募書類の記載事項及び添付書類について、事実と相違ないことを誓約します。

### 《参加・資格要件に関する応募書類》

- ①自認書（様式第4号）
- ②運営実績（様式第5号）
- ③定款もしくは寄附行為
- ④登記事項証明書
- ⑤直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
- ⑥本事業の実施及び応募にあたっての総会もしくは役員会の決議書等の写しまたはこれらに準ずるもの
- ⑦常勤役員の経歴書
- ⑧株主名簿又はこれらに準ずるもの
- ⑨資格要件を満たすことが確認できる資料
- ⑩グループ構成届（様式第6号）
- ⑪委任状（様式第7号）

### 《事業計画及び料金設定に関する応募書類》

- ⑫事業方針及び事業実施体制（様式第8号）
- ⑬管理計画及び安全確保（様式第9号）
- ⑭利用者対応（様式第10号）
- ⑮空港利用促進（様式第11号）
- ⑯環境への配慮（様式第12号）
- ⑰空港関係者との連携及び周辺地域との共生対策（様式第13号）
- ⑱資金計画（様式第14号及び別表）
- ⑲収支計画（様式第15号及び別表）
- ⑳料金設定（様式第16号）

### 《連絡先等》

担当者所属：

担当者名（ふりがな）：

連絡先（電話番号）：

(様式第4号)

## 自 認 書

当法人は、以下の事項について事実と相違ないことを自認します。

法人住所： \_\_\_\_\_

法人名： \_\_\_\_\_

- ①会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者であること。
- ②民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者であること。
- ③駐車場法（昭和32年法律第106号）及び空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）の規定に違反し、又は駐車場法及び空港管理規則に基づく指示、命令等に従わなかった者で、違反状態が解消した日、又は指示、命令等の履行を終えた日から2年を経過しない者でないこと。
- ④空港管理規則第12条または第12条の2に基づく申請を行い、承認を拒否された日又は空港管理規則第26条第1項若しくは第2項に基づく承認を取り消された日から2年を経過しない者ではないこと。
- ⑤法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、過去2年以内に空港管理規則第12条若しくは第12条の2に基づき承認を拒否された法人若しくは団体又は空港管理規則第26条第1項若しくは第2項に基づき承認を取り消された法人若しくは団体において、当該拒否又は取消し時に役員等を務めていないこと。
- ⑥役員等が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でないこと。
- ⑦役員等が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- ⑧役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- ⑨役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者ではないこと。
- ⑩役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- ⑪役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- ⑫暴力団又は暴力団員及び⑦から⑪までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

令和 年 月 日

大阪航空局長 殿

代表者氏名

(様式第5号)

## 運 営 実 績

法人名 \_\_\_\_\_

ア. 1 駐車場につき収容台数50 台以上／箇所の適法な有料駐車場の運営実績については、次の様式にて作成すること。

施設名	
所在地	
駐車場の形式	
駐車台数	
構造・階数	
運営期間	年 月 ～ 年 月

イ. 不特定多数の者が利用する公共施設等又は公共機関の旅客施設の運営実績については、次の様式にて作成すること。

施設名	
所在地	
用途	
設置者	
管理者	
管理期間	年 月 ～ 年 月

## グループ構成届

大阪航空局長 殿

グループ名  
代表法人住所  
代表法人名  
代表者氏名

私共は、鹿児島空港駐車場の営業を実施するために新法人の設立を予定しており、以下の構成法人によりグループで応募することとしたので、グループ構成届を提出します。

なお、鹿児島空港駐車場営業者に選定された場合には、適切な事業実施のために速やかに新法人を設立することとしています。

### 記

住所	
法人名	
代表者氏名	
担当者所属・氏名 連絡先 (TEL)	

住所	
法人名	
代表者氏名	
担当者所属・氏名 連絡先 (TEL)	

住所	
法人名	
代表者氏名	
担当者所属・氏名 連絡先 (TEL)	

## 委任状

大阪航空局長 殿

構成法人 法人住所  
法人名  
代表者氏名

印

構成法人 法人住所  
法人名  
代表者氏名

印

構成法人 法人住所  
法人名  
代表者氏名

印

私共は、下記の法人を〇〇〇〇グループの代表法人とし、鹿児島空港駐車場営業者の応募に関し、下記の権限を委任します。

受任者 法人住所  
法人名  
代表者氏名

印

### 委任事項

1. 第1次審査応募書類の提出に関する件
2. 第2次審査応募書類の提出に関する件
3. 審査結果の通知に関する件
4. その他募集要項に関する件

(様式第8号)

ア. 事業方針及び事業実施体制

(様式第9号)

イ. 管理計画及び安全確保

(様式第10号)

ウ. 利用者対応

(様式第 11 号)

工. 空港利用促進

(様式第12号)

才. 環境への配慮

(様式第13号)

カ. 空港関係者との連携及び周辺地域との共生対策

(様式第14号)

キ. 資金計画

(様式第14号別表)

キ. 資金計画

(単位:千円)

事業期間		R4.3～R4.6	R4.7～R5.3	R5.4～R6.3	R6.4～R7.3	R7.4～R7.6
		準備	供用～9ヶ月	～21ヶ月	～33ヶ月	～36ヶ月
前期繰越額						
源泉	自己資金					
	当期純利益					
	借入金1(長期借入)					
	借入金2(短期借入)					
	その他					
計						
使途	設備投資					
	事業費(減価償却費)					
	借入金1(長期借入)					
	借入金2(短期借入)					
	その他					
計						
当期過不足額						
翌期繰越額						
DSCR(※1)						
LLCR(※2)						

※1:債務返済能力を示す指標。

【計算式】DSCR=元金返済前キャッシュフロー÷元金返済額。

元金返済額=前期末有利子負債-当期末有利子負債+支払利息・割引料(-期限前弁済額)

※2:借入期間中の返済能力を示す指標。

【計算式】LLCR=元金返済前キャッシュフローの現在価値合計額÷借入元本

※現在価値化する際の割引率は借入金の利率によることとする。

※算出根拠

(様式第15号)

ク. 収支計画

--

(様式第15号別表)

ク. 収支計画

(単位:千円)

事業期間		R4.3~R4.6	R4.7~R5.3	R5.4~R6.3	R6.4~R7.3	R7.4~R7.6
		準備	供用~9ヶ月	~21ヶ月	~33ヶ月	~36ヶ月
収入	駐車場収入					
	その他収入					
収入計						
支出	人件費					
	一般管理費					
	水道光熱費					
	修繕費					
	土地使用料					
	保険料					
	公租公課等					
	その他					
	小計					
	譲渡費用					
減価償却費						
支出計						
営業利益						
営業外収入						
営業外費用						
経常利益						
法人税等						
税引後当期利益						
累積損益収支						

※算出根拠

(様式第16号)

ケ. 料金設定

(様式第17号)

令和 年 月 日

請 書

大阪航空局長 殿

法人住所  
法人名  
代表者氏名

印

令和 年 月 日付け阪空理第 号をもって鹿児島空港駐車場営業者に選定されました。

本事業について、令和 年 月 日付け阪空理第 号で付された条件、空港管理規則その他関係諸法令及び大阪航空局長の指示又は命令を遵守し、確実かつ適切に実施することを確約します。

(様式第18号)

令和 年 月 日

辞 退 届

大阪航空局長 殿

法人住所  
法人名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け阪空理第 号をもって鹿児島空港駐車場営業者に  
選定されましたが、都合により辞退します。

鹿児島空港駐車場営業者  
提出書類記載要領

令和3年12月  
国土交通省 大阪航空局

## 第1 作成にあたっての留意事項

提出書類の作成にあたっては、募集要項及び以下に示す内容について留意して作成すること。

ただし、応募者の自由な提案を妨げるものではない。

- 不要な文字、欄は適宜抹消すること。
- 分かりやすさ、見やすさに配慮し、必要に応じ、図表等を利用すること。
- 様式（別表除く）に記入する場合、使用する文字の大きさは11ポイント以上とすること。
- 金額を記載するときは、特にことわりがある場合を除き、消費税込みの金額を記入のこと。
- 各様式が複数枚となる場合は、頁番号を付すこと。（例：1/2、2/2）
- 押印が必要な場合の使用印は、代表者印とすること。
- 応募書類提出後、代表者、役員が変更となった場合、変更を証明する資料とともに任意の書式で届け出ること。
- 各様式で記載内容の整合性がとれていること。
- 応募書類提出時に、各提出書類の情報（ファイルの形式は変更しないこと）を保存したCD-R等を2部提出すること。
- 書類の順序は、様式通番のとおりとすること。
- 書類はファイルに一括して左綴じし、見出しを付したうえ、表紙及び背表紙に法人名を記入すること。

## 第2 提出書類及び各様式の作成要領

### 1 現地見学会参加に関する提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・ 提出部数：1部 現地見学会参加申込書（様式第1号）

- 法人住所、法人名、代表者名、所在地、担当者所属、担当者氏名、連絡先（電話番号、メールアドレス）、参加者氏名を記入すること。
- 見学会への参加は、1法人につき1名を原則とする。
- 参加申し込みは、本様式を使用して電子メールにて下記に申し込むこと。なお、送信、受信の確認を必ず行うこと。

〔申し込み先〕

大阪航空局 空港部 管理課 業務係

メールアドレス：cab-kagoshima@mlit.go.jp

電話番号：06-6949-6213（ダイヤルイン）

### 2 質問書に関する提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・ 提出部数：1部

### 質問書（様式第2号）

- 法人住所、法人名、代表者氏名、担当者所属及び氏名、連絡先（電話番号、メールアドレス）を記入すること。
- 質問は、1行につき1問とし、質問が複数ある場合は、質問番号欄に当該質問番号及び通し質問番号（全質問数）を記入すること。
- 重複する質問は、記載しないこと。
- 受付期間内の質問書の追加提出は可能とする。
- 提出は、本様式を使用して電子メールにて下記に申し込むこと。なお、送信、受信の確認を必ず行うこと。

#### 〔提出先〕

大阪航空局 空港部 管理課 業務係

メールアドレス：cab-kagoshima@mlit.go.jp

電話番号：06-6949-6213（ダイヤルイン）

### 3 応募書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提出部数：正1部、副4部

#### (1) 応募書類提出書（様式第3号）

- 法人住所、法人名、代表者氏名を記入し、押印すること。
- 担当者連絡先については、本件に関する担当者の所属、氏名、連絡先（電話番号）を記入すること。

#### (2) 自認書（様式第4号）

- 法人住所、法人名を記入し、該当する項目にチェック（シ）のうえ、記名すること。

#### (3) 運営実績（様式第5号）

- 欄が不足するときは欄を追加すること。
- 資格要件を満たすことが確認できる資料を別に添付すること。

#### (4) 添付書類

- 次の書類を添付すること。
  - ①定款もしくは寄附行為
  - ②登記事項証明書
  - ③直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
  - ④本事業の実施及び応募にあたっての総会もしくは役員会の決議書等の写しまたはこれらに準ずるもの（社内稟議等）
  - ⑤常勤役員の経歴書

⑥株主名簿又はこれらに準ずるもの

⑦資格要件を満たすことが確認できる資料

(募集要項5. 応募者の参加・資格要件等(1) 応募者の参加・資格要件等②応募者の資格要件に該当する施設における運営実績の契約書等の写し)

#### (5) グループ構成届(様式第6号)

- ・グループで応募する場合のみ提出すること。
- ・代表法人住所、代表法人名、代表者氏名を記入すること。
- ・代表法人も構成法人として必要事項を記入すること。
- ・欄が不足するときは欄を追加し、複数枚になるときには左綴じとし、ページ間に代表者印で押印すること。

#### (6) 委任状(様式第7号)

- ・グループで応募する場合のみ提出すること。
- ・委任者及び受任者の双方が押印すること。

#### (7) 事業計画等に関する応募書類

- ・各様式について、以下の必要事項を必ず記載すること。

##### ア. 事業方針及び事業実施体制(様式第8号)

- ①事業実施に当たっての考え方、基本方針
- ②円滑な施設整備、運営、維持管理及び利用者対応を行うための組織、人員、業務分担、責任分担及びその考え方

##### イ. 管理計画及び安全確保(様式第9号)

- ①清掃作業実施体制、内容、回数等
- ②保守点検実施体制、内容、回数等
- ③放置車両への対応
- ④利用者の安全確保に関する考え方
- ⑤感染症発生時等における感染症対策(従業員・利用者)及び従業員にクラスター発生時等における対応
- ⑥緊急時及び非常時の対応
- ⑦歩行者及び自動車事故防止対策
- ⑧車両盗難、破壊、車上荒らし等に対する保安対策

##### ウ. 利用者対応(様式第10号)

- ①利用者サービスに関する考え方（料金徴収方法、利用者ニーズの把握、苦情、改善が必要な場合の対応含む）
- ②駐車場混雑時期の対応方法

## エ. 空港利用促進（様式第11号）

- ①利用者への割引サービスの実施の有無及びその内容
- ②その他利用促進につながる独自の提案

## オ. 環境への配慮（様式第12号）

- ①CO2排出量削減にかかる提案
- ②その他環境へ配慮した取組の提案

## カ. 空港関係者との連携及び周辺地域との共生対策（様式第13号）

- ①空港関係者（鹿児島空港事務所、ターミナルビル事業者、アクセス事業者等）との連携策
- ②周辺地域との共生対策に対する考え方

## キ. 資金計画（様式第14号及び別表）

- ①本事業の資金調達額（自己資金・借入れ等）及び借入先（融資機関名は可能な範囲で具体名を記入すること。なお、具体名を記入することが困難な場合でも、想定される融資機関名や業種等を可能な限り具体的に記入すること。）
- ②借入金の金利水準、金利水準の算出根拠、返済方法等（可能な限り詳細に記入）
- ③別表の作成にあたっては、次の点に留意し、以下の想定により事業期間の資金計画を作成すること。
  - ・必要に応じて欄を追加すること。
  - ・金額は千円単位で、千円未満を四捨五入すること。
  - ・別表のエクセル上では、計算式を残し、どの数値を参照したのかが分かるようにすること。

【想定】 準備期間 . . . . . 営業者選定後～令和4年6月末  
※諸手続き、慣熟期間等含む

事業期間 . . . . . 令和4年7月1日～令和7年6月30日

※ ただし、事業期間の満了の前に、国有財産法第18条第6項の許可若しくは空港管理規則第12条の承認が取り消された場合には、その取消日をもって事業期間は終了するものとする。

## ク. 収支計画（様式第15号及び別表）

### ①収入についての考え方及び算出根拠

- ・ 駐車収入は様式第16号の料金設定を基に算出すること。
- ・ 駐車枠は、一般車用及び月極用をあわせて普通自動車 1,942 台（うち身体障害者用 22 台、電気自動車充電スペース 3 台、マイクロバス 2 台）及び自動二輪 24 台とする。
- ・ 一般用及び月極用の内訳は過去の実績を基に算出すること。
- ・ 事業期間満了時における資産の売り払い費用（事業期間満了時点における減価償却費の未償却費）を計上すること。

### ②支出についての考え方及び算出根拠

- ・ 国有地使用料は、令和3年度使用料実績に基づく概算で年間約 94,216 千円（全体面積）である。
- ・ 鹿児島県有地にかかる使用料は、令和3年度使用料実績に基づく概算で年間約 192千円である。（通路：約 174 千円、案内標識：約 18 千円）

### ③コスト縮減のための考え方

### ④収入が想定を下回った場合等の考え方

### ⑤駐車場利用者への利益還元についての考え方

### ⑥別表の作成にあたっては、次の点に留意し、資金計画と同じ想定で、収支計画を作成すること。

- ・ 必要に応じて欄を追加すること。
- ・ 金額は千円単位で、千円未満を四捨五入すること。
- ・ 別表のエクセル上では、計算式を残し、どの数値を参照したのかが分かるようにすること。
- ・ 様式第14号別表及び様式第15号別表の作成に関連する付属表等がある場合は、これらも含めて提出すること。

### ⑦事業開始時からの営業者利益率が、総務省が実施する経済センサスの数値をもとに当局が定めた基準利益率（9.3%（令和3年度現在）、小数点第2位以下切捨）を超過した場合は、駐車料金の見直しを求めることがある。

各年の営業者利益率は年間の（収入総額－費用総額）／収入総額で求める。なお、基準利益率は今後変動する場合がある。

## ケ. 料金設定（様式第16号）

### ①料金体系

- ・ 料金体系は、応募者が営業しようとする料金区分（②審査料金を含む）を記載すること。

以下は、あくまで記載の一例である。

例 1. 一般駐車料金

種別	期間	料金(税込)
普通自動車	・入場から○時間まで ・○時間を超え●時間まで1時間毎 ・●時間以降は上記を繰り返す	●●●円 ●●●円
自動二輪車 (原付を含む)	・入場から○時間まで ・○時間を超え●時間まで1時間毎 ・●時間以降は上記を繰り返す	●●●円 ●●●円

例 2. 月極駐車料金

種別	期間	料金(税込)
普通自動車	1ヶ月	●●●円
自動二輪車 (原付を含む)	1ヶ月	●●●円

例 3. 駐車料金割引

身体障害者割引 上記料金の●●%引き(但し、●●●円未満は切り捨て)

②審査料金

- ・普通自動車の以下の料金
  - ①入場から1時間以内の最大料金
  - ②入場から2時間以内の最大料金
  - ③入場から17時間以内の最大料金
  - ④入場から24時間毎の最大料金
  - ⑤24時間を超えて72時間以内の最大料金

4 請書(様式第17号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提出部数：1部  
・法人住所、法人名、代表者氏名を記入し、押印すること。

5 辞退届(様式第18号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提出部数：1部  
・法人住所、法人名、代表氏名を記入すること。

○鹿児島空港駐車場施設一覧

別添1

【一般車用・月極用】

・建物

資産名	構造	屋根	延床面積	供用年月等	帳簿価格 (R4.7時点)	取得金額(又は工事価格)	備考
管理事務所	鉄骨造	陸屋根	26.32	H25.3	4,027,719	5,820,391	
車いす用駐車スペース(3ヶ所)	鉄骨造	陸屋根	539.40	H25.3	21,560,396	32,804,593	
入庫ゲート	鉄骨造	陸屋根	78.00	H25.3			
出庫ゲート	鉄骨造	陸屋根	82.80	H25.3			
カート置場	鋼コンクリート造	陸屋根	47.72	H27.5			1,899,132
トビケル(高圧受電設備)	鉄筋コンクリート造		25.00	H7.3	1	1,198,476	H22.3取得
					27,487,248	42,444,598	

・主な工作物

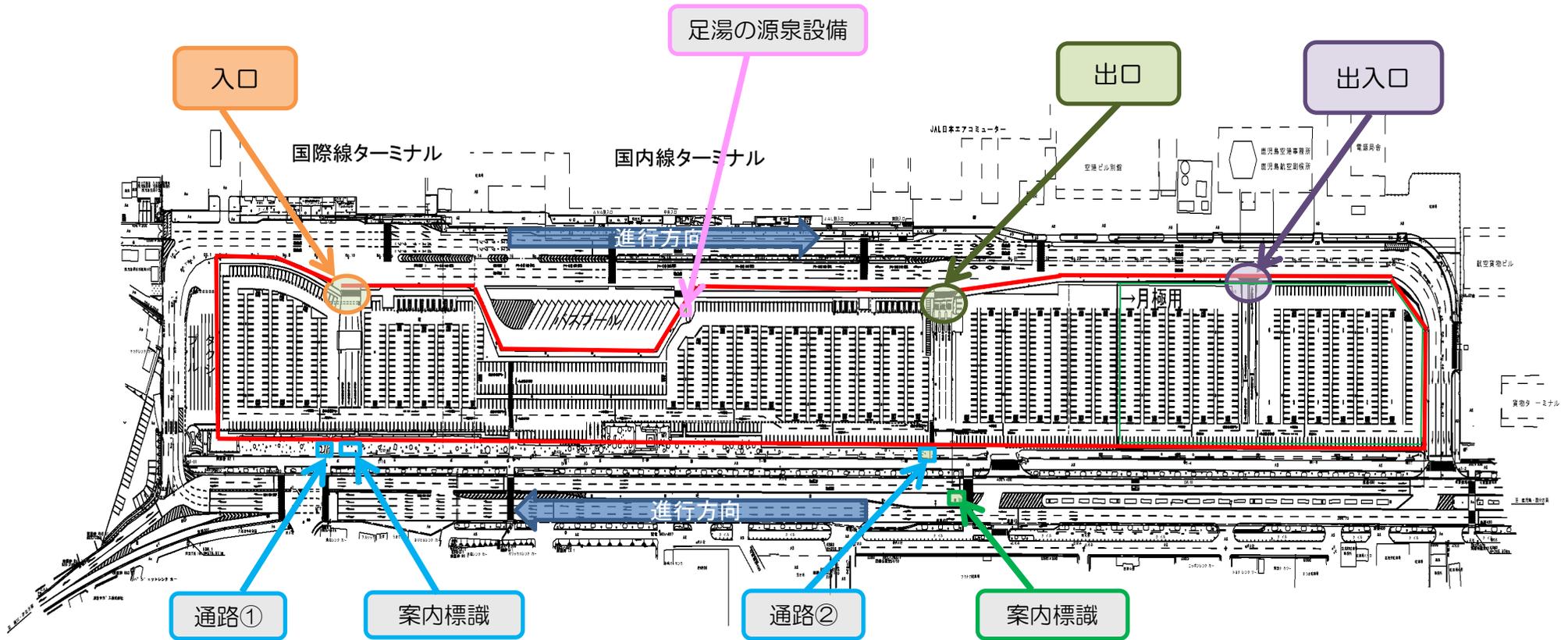
資産名	設置場所等	個数	供用年月等	帳簿価格 (R4.7時点)	取得金額(又は工事価格)	備考	
照明設備	駐車場内(入出場各2基)	4基	H20.3	1	5,905,872		
外灯設備	駐車場内	1式	H25.3	2	55,105,067		
受変電設備改修等	受変電設備(キュービクル)	1式	H25.3	1,525,401	2,124,937		
電気設備	管理事務所	1式	H25.3		589,775		
分電盤・警報盤	管理事務所	1式	H25.3		1,587,965		
給水設備	管理事務所	1式	H25.3		1,003,080		
給湯設備	管理事務所	1式	H25.3		164,198		
衛生器具設備	管理事務所	1式	H25.3		224,226		
換気設備	管理事務所	1式	H25.3		188,773		
汚水処理設備	管理事務所	1式	H25.3		393,600	1,178,433	
空調設備	管理事務所	1台	H25.3		1	461,430	
排水通気設備	管理事務所	1式	H25.3		1,537,715	2,074,266	
雨水枘・配管	身障者M入、入・出庫ゲート	5ヶ所	H25.3	1,537,715	1,407,419		
パドホル補強	バスプール内	3ヶ所	H25.3		2,448,747		
駐車管制設備配管	空満表示システム等配管	1式	H25.3	1	13,212,807	一部県有地に設置	
舗装・区画線引き	駐車場内	1式	H25.3	3	84,836,098		
車止めブロック	駐車場内	3854個	H25.3		10,386,207		
アーチ型バリカー	駐車場内	51本	H25.3		2,329,485	一部県有地に設置	
ガードパイプ	駐車場内	3ヶ所	H25.3		2,739,113		
スロープ	Fゾーン(月極駐車場側)	1式	H28.4	271,839	724,887		
カート置場カート枠	国際線側	1式	H28.7	431,912	1,079,759		
通路整備	国道側歩道~駐車場間	1式	H28.10	1,339,145	2,507,800		
案内板	空満表示等案内表示	21本	H25.3	4,524,891	12,079,665	一部県有地に設置	
案内板(追加分)	入庫・出庫各ゲート壁面他	4本	H25.8	1,967,616	5,022,938		
アーチ型バリカー(追加)	駐車場内(月極駐車場側)	16本	H25.12	56,487	985,000		
駐車券発行機	管理事務所他	6台	H23.7	1	1,351,079		
受変電設備高圧機器取替	受変電設備(キュービクル)	1式	H30.10	1,879,999	2,510,844		
受変電設備低圧機器取替	受変電設備(キュービクル)	1式	R1.12	870,584	1,052,806		
アーチ型バリカー追加	駐車場内	6本	H29.7	238,777	477,550		
案内表示板	国道504号線	1台	H31.4	2,206,813	2,635,000	国道504号に設置	
駐車場側溝コンクリート蓋一式	駐車場内	1式	R1.9	1,501,189	1,852,934		
管理事務所用複合機	管理事務所	1台	H30.9	72,451	500,000		
空満情報掲載転送機器	管理事務所	1式	H30.12	104,002	430,150		
管理事務所用監視カメラ	管理事務所	1式	H31.4	61,941	227,750		
AED	駐車場内	1台	R2.1	50,286	306,500		
監視カメラ(増設分)	駐車場内	2台	R2.3	1,121,717	2,828,800		
車路管制システム他	駐車場内	1式	R3.4	333,180	617,000		
ループコイル	駐車場内	1式	R3.6	2,436,001	4,060,000		
電気自動車充電スタンド	管理事務所横	3台	H25.3	0	591,324	償却期間3年	
出庫ゲート前舗装案内表示	出庫ゲート前舗装部分	4ヶ所	H25.8	0	573,579	償却期間3年	
照明器具	入・出庫ゲート	2台	H26.2	0	239,000	償却期間3年	
物置	管理事務所横	1台	H26.8	0	193,000	償却期間3年	
ルーター	精算機電子マネー通信用	1台	H28.5	0	148,000	償却期間3年	
紙幣計算機	管理事務所	1式	H31.3	0	154,000	償却期間3年	
				22,925,555	231,117,263		

・リース資産

資産名	設置場所等	個数	供用年月等	リース解除金	取得価額	備考
駐車場設備 入口券機他	駐車場管制システム1(入口券機・ゲート装置一式、出口精算機(2台)、有人精算機(1台)、事前精算機(3台)、管理計算機)	一式	H30.10~	12,880,000	39,420,000	リース期間60ヶ月
駐車場設備 出入口車番認識装置他	駐車場管制システム2(出入口車番認識装置、バリエーション式、出口精算機(1台)、事前精算機(2台))	一式	R2.3~	18,496,000	29,136,000	リース期間60ヶ月

# 鹿児島空港駐車場平面図

別添2



## 鹿児島県有地借用

【歩行者動線通路敷地、案内標識敷地】

通路 : 借地面積約59㎡ (①49㎡+②約10㎡)、令和3年度貸付料 約174千円

案内標識 : 使用許可面積約7㎡及び埋設管3本、令和3年度使用料 約18千円

## 国道504号(中央分離帯内)道路占用許可 (令和3年度は無償)

【案内標識の設置】

案内標識1基、ハンドホール3基、送電線用管路φ36.5mm (L=164.0m)

※赤線の枠内が、国有地使用許可の対象となる大凡の範囲

## 鹿兒島空港駐車場利用実績

別添 3

## ○一般車用駐車場:車種別出場台数構成(年度別) (単位:台)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 4月~11月
普通車	758,020	788,175	800,431	791,012	350,100	342,502
自動二輪車	5,610	6,076	6,553	7,026	6,480	3,773
計	763,630	794,251	806,984	798,038	356,580	346,275
うち身障者	4,395	4,603	4,671	4,362	1,218	937

## ○一般車用駐車場:時間別出場台数構成(年度別) (単位:台)

区分	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	台数	構成比率								
1時間まで	371,587	48.7%	377,430	47.5%	368,122	45.6%	358,039	44.9%	174,442	48.9%
2時間まで	205,123	26.9%	202,047	25.4%	199,054	24.7%	193,910	24.3%	68,034	19.1%
3時間まで	38,180	5.0%	45,608	5.7%	48,303	6.0%	49,640	6.2%	21,427	6.0%
4時間まで	7,829	1.0%	9,205	1.2%	9,920	1.2%	10,576	1.3%	6,853	1.9%
5時間まで	3,055	0.4%	4,133	0.5%	5,313	0.7%	6,371	0.8%	6,089	1.7%
5時間以上の日帰り	87,422	11.4%	56,309	7.1%	50,545	6.3%	56,242	7.0%	40,012	11.2%
1泊以上(以下内訳)	50,434	6.6%	99,519	12.5%	125,727	15.6%	123,260	15.4%	39,723	11.1%
24:00~48:00(1泊)	43,613	5.7%	54,088	6.8%	61,962	7.7%	59,701	7.5%	19,115	5.4%
48:00~72:00(2泊)	5,085	0.7%	29,571	3.7%	41,697	5.2%	40,597	5.1%	11,590	3.3%
上記以外	1,736	0.2%	15,860	2.0%	22,068	2.7%	22,962	2.9%	9,018	2.5%
計	763,630	100.0%	794,251	100.0%	806,984	100.0%	798,038	100.0%	356,580	100.0%

## ○一般用駐車場満車日数 (単位:日)

平成28年度	平成28年4月	平成28年5月	平成28年6月	平成28年7月	平成28年8月	平成28年9月	平成28年10月	平成28年11月	平成28年12月	平成29年1月	平成29年2月	平成29年3月	計
日数	0	3	0	2	1	2	0	2	1	2	0	3	16
平成29年度	平成29年4月	平成29年5月	平成29年6月	平成29年7月	平成29年8月	平成29年9月	平成29年10月	平成29年11月	平成29年12月	平成30年1月	平成30年2月	平成30年3月	計
日数	2	3	0	2	4	3	5	3	2	2	2	3	31
平成30年度	平成30年4月	平成30年5月	平成30年6月	平成30年7月	平成30年8月	平成30年9月	平成30年10月	平成30年11月	平成30年12月	平成31年1月	平成31年2月	平成31年3月	計
日数	1	6	1	4	8	4	10	11	2	2	4	8	61
令和元年度	令和元年4月	令和元年5月	令和元年6月	令和元年7月	令和元年8月	令和元年9月	令和元年10月	令和元年11月	令和元年12月	令和2年1月	令和2年2月	令和2年3月	計
日数	3	7	3	6	8	6	9	12	5	2	2	0	63
令和2年度	令和2年4月	令和2年5月	令和2年6月	令和2年7月	令和2年8月	令和2年9月	令和2年10月	令和2年11月	令和2年12月	令和3年1月	令和3年2月	令和3年3月	計
日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和3年度	令和3年4月	令和3年5月	令和3年6月	令和3年7月	令和3年8月	令和3年9月	令和3年10月	令和3年11月					計
日数	0	0	0	0	0	0	0	0					0

## ○月極用駐車場:月平均契約者数(年度別) (単位:台)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (4月~11月)
普通車(軽四輪車含む)	805	775	752	701	585	553